

## 国立大学法人小樽商科大学毒物及び劇物取扱要項

(平成10年12月1日制定)

(趣旨)

第1条 本学における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）又はこれに基づき定めたものによるほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒劇物 法第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物をいう。
- (2) 管理責任者 会計課長をいう。
- (3) 使用責任者 各学科等において毒劇物を使用及び保管する者をいう。

(管理責任者の責務等)

第3条 管理責任者は、毒劇物の使用及び保管状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、使用責任者に対して毒劇物の適正な取扱いについて指導・助言を行い、盗難等の発生防止及び安全管理に努めなければならない。

(毒劇物の取得等)

第4条 使用責任者は、毒劇物を必要とする場合は、購入依頼書に使用場所等必要事項を記入の上、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示（朱書）して、契約担当役に提出するものとする。

- 2 使用責任者は、当該毒劇物の保管量及び使用予定数量等の的確な把握を行い、計画的かつ必要最小限の取得請求をしなければならない。

(保管方法等)

第5条 使用責任者は、品目ごとに毒物及び劇物受払簿（別紙様式第1号）を備え、常に毒劇物の使用及び保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 使用責任者は、地震及び盗難等による事故を防止するため、毒劇物を一般の薬品とは別に、常時施錠のできる金属製の堅固な専用保管庫に保管するとともに、当該保管庫の転倒防止及び毒劇物の転落防止等の措置を講じなければならない。
- 3 毒劇物の専用保管庫の鍵は、使用責任者が管理するものとする。

(定期点検等)

第6条 管理責任者又は管理責任者が指名した者は、毒劇物の管理状況について、使用責任者立会の上、定期的に点検を行い、毒劇物点検表（別紙様式第2号）に、その結果を記録しなければならない。

(毒劇物の表示)

第7条 使用責任者は、毒劇物の専用保管庫に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

- 2 使用責任者は、毒劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を

表示しなければならない。

(毒劇物の処理)

第8条 使用責任者は、保管する毒劇物のうち今後使用する見込みがなくなった場合は、速やかに管理責任者に届け出なければならない。

- 2 管理責任者は、前項により使用責任者から不用な毒劇物の届出があった場合及び不用・不明な毒劇物を発見した場合は、適正な処分の手続を取らなければならない。

(事故の際の措置)

第9条 使用責任者は、その保管に係る毒劇物が盗難に遭い、又は紛失した場合は、直ちにその旨を管理責任者に届け出なければならない。

- 2 使用責任者は、その保管に係る毒劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下等にしみ込んだ場合等、災害が発生するおそれがあるときは、直ちに管理責任者に届け出るとともに、災害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、使用責任者から前2項の届出があった場合は、直ちに学長に報告するとともに、速やかに適切な措置を講じなければならない。

附 則

この要項は、平成10年12月1日から施行する。

附則

この要項は、平成17年3月31日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月15日から施行し、平成26年10月1日から適用する。